



宮 崎 県 公 報

平成21年 3 月26日 (木曜日) 号外 第 15 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

教育委員会規則

- 県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則…………… 1
- 県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則…………… 3

- 教育職員免許の更新等に関する規則…………… 3
- 教育委員会告示**
- 宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示……………14
- 宮崎県指定有形文化財の指定……………14
- 宮崎県指定天然記念物の指定……………14
- 県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示……………14
- 教育長訓令**
- 宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………15
- 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………16

教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第 2 号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第 1 条 県立高等学校管理運営規則 (平成14年宮崎県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (疾病等による出席停止) 第29条 校長は、 <u>学校保健法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第19条に規定する伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 | (疾病等による出席停止) 第29条 校長は、 <u>学校保健安全法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第18条に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 |

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第 2 条 県立特別支援学校管理運営規則 (平成14年宮崎県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|--|-------------------------|---|-----|--|---|-------|-----|-----|--|-------------------------|---|-----|--|
| (通学区域) 第 3 条 入学すべき幼児、児童・生徒 (以下「児童生徒等」という。) の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)</td> <td>宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 <u>南那珂郡</u> 北諸県郡 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学 校 名 | 区 域 | [略] | | 県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。) | 宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 <u>南那珂郡</u> 北諸県郡 西諸県郡 | [略] | | (通学区域) 第 3 条 入学すべき幼児、児童・生徒 (以下「児童生徒等」という。) の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)</td> <td>宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学 校 名 | 区 域 | [略] | | 県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。) | 宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡 | [略] | |
| 学 校 名 | 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。) | 宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 <u>南那珂郡</u> 北諸県郡 西諸県郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学 校 名 | 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。) | 宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(疾病等による出席停止)

第29条 校長は、学校保健法施行規則 (昭和33年文部省令第18号) 第19条に規定する伝染病にかかり、又はそのおそれのある児童生

(疾病等による出席停止)

第29条 校長は、学校保健安全法施行規則 (昭和33年文部省令第18号) 第18条に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある児

徒等に対して、出席停止を命ずることができる。

童生徒等に対して、出席停止を命ずることができる。

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第 3 条 県立中等教育学校管理運営規則 (平成14年宮崎県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (疾病等による出席停止) 第29条 校長は、 <u>学校保健法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第19条に規定する <u>伝染病</u> にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 | (疾病等による出席停止) 第29条 校長は、 <u>学校保健安全法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第18条に規定する <u>感染症</u> にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 |

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第 4 条 県立中学校管理運営規則 (平成18年宮崎県教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (疾病等による出席停止) 第28条 校長は、 <u>学校保健法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第19条に規定する <u>伝染病</u> にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 | (疾病等による出席停止) 第28条 校長は、 <u>学校保健安全法施行規則</u> (昭和33年文部省令第18号) 第18条に規定する <u>感染症</u> にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。 |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中県立特別支援学校管理運営規則第3条の改正規定は、平成21年3月30日から施行する。

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第3号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則 (昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------|---------|-----|--|--|-----------|-----|---------------|-----|--|--|--|-----|-------|---------|-----|--|--|-----------|-----|----------|-----|--|--|
| (学校政策課の分掌事務) 第4条 学校政策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験</u> に関すること。 (9)～(11) [略] (12) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u> に関すること。 (13) [略] (スポーツ振興課の分掌事務) 第8条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略] (教育事務所の設置、名称、所在地及び所管区域) 第11条 県教育庁に、教育事務所を置き、その名称、所在地及び所管区域は、次の表のとおりとする。 | (学校政策課の分掌事務) 第4条 学校政策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験</u> に関すること。 (9)～(11) [略] (12) [略] (スポーツ振興課の分掌事務) 第8条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略] (10) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u> に関すること。 (教育事務所の設置、名称、所在地及び所管区域) 第11条 県教育庁に、教育事務所を置き、その名称、所在地及び所管区域は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同南那珂教育事務所</td> <td>[略]</td> <td>日南市、串間市及び南那珂郡</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 在 地 | 所 管 区 域 | [略] | | | 同南那珂教育事務所 | [略] | 日南市、串間市及び南那珂郡 | [略] | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同南那珂教育事務所</td> <td>[略]</td> <td>日南市及び串間市</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 在 地 | 所 管 区 域 | [略] | | | 同南那珂教育事務所 | [略] | 日南市及び串間市 | [略] | | |
| 名 称 | 所 在 地 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同南那珂教育事務所 | [略] | 日南市、串間市及び南那珂郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 所 在 地 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同南那珂教育事務所 | [略] | 日南市及び串間市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第8号の改正規定は公布の日から、第11条の改正規定は平成21年3月30日から施行する。

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第4号

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (返還の債務の免除) 第8条 条例第8条の規則で定める場合とは、 <u>大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）</u> により文部科学大臣の行う <u>大学入学資格検定</u> に合格した場合とする。 | (返還の債務の免除) 第8条 条例第8条の規則で定める場合とは、 <u>高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）</u> により文部科学大臣の行う <u>高等学校卒業程度認定試験</u> に合格した場合とする。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第5号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (趣旨) 第1条 宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与する教育職員の免許状に関しては、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (免許法施行規則附則第29項の適用を受ける者の場合) 第15条の2 免許法施行規則附則第29項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。 イ・ロ [略] 第24条 [略] 備考1～3 [略] <u>2 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、前項の表の備考第2号ア又はイに定める単位を修得するものとする。</u> <u>3 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。</u> | (趣旨) 第1条 宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与及び管理する教育職員の免許状に関しては、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (免許法施行規則附則第34項の適用を受ける者の場合) 第15条の2 免許法施行規則附則第34項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。 イ・ロ [略] 第24条 [略] 備考1～3 [略] |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育職員免許の更新等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第6号

教育職員免許の更新等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 宮崎県教育委員会が管理する教育職員免許状の有効期間の更新等に関しては、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、「教育職員」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第 147号。以下「免許法」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

2 この規則において、「免許状更新講習」とは、免許法第 9 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。

(免許状更新講習の修了確認義務を課す教育委員会の職員)

第 3 条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号。以下「改正省令」という。）附則第 3 条第 2 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「教育職員であったことのある者」という。）で、宮崎県教育委員会及び宮崎県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずる者として宮崎県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認義務を課す教育の職)

第 4 条 改正省令附則第 3 条第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 宮崎県又は宮崎県内の市町村（以下「県市町村」という。）が設置する学校の教育職員であったことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き宮崎県、宮崎県内の市町村又は国立大学法人宮崎大学（以下「県、市町村又は大学」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該県、市町村又は大学の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することが必要な者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であったことのある者で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事

(免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員)

第 5 条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であったことのある者で、県市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずる者として県教育長が別に定める者

(免許状更新講習を受講することができる教育の職)

第 6 条 更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員であったことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き国、県、市町村又は大学、（以下「国等」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講できることとすることが適当である者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であったことのある者で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事

(教育委員会における免許状更新講習の免除対象者)

第 7 条 教育職員免許法施行規則（昭和26年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の 4 第 2 号及び改正省令附則第10条第 1 項第 2 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であったことのある者で、県市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずる者として県教育長が別に定める者

(学校法人等における免許状更新講習の免除対象者)

第 8 条 施行規則第61条の 4 第 4 号及び改正省令附則第10条第 1 項第 4 号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 県市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことがある者又は県市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭であったことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き国等の職員となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講する必要がある者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であったことのある者で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事

(表彰の受賞による免許状更新講習の免除対象者)

第 9 条 施行規則第61条の 4 第 5 号及び改正省令附則第10条第 1 項第 5 号に規定する免許管理者が指定する表彰は、免許状の有効期間の満了の日又は免許状更新講習の修了確認期限までの10年の間に受けたものであって、かつ、県教育長が別に定めるものとする。

(免許状の有効期間の更新に係る申請手続)

第10条 免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき免許状の有効期間の更新を申請する者は、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの場合は別記様式第 1 号、免許状更新講習の受講免除によるもの場合は別記様式第 2 号)
- (2) 免許状更新講習修了証明書又は30時間以上の免許状更新講習履修証明書
- (3) 免許状更新講習の受講免除対象者であることを証する書類
- (4) 免許状を所持することを証する書類
(免許状の有効期間の延長に係る申請手続)

第11条 免許法第 9 条の 2 第 5 項の規定に基づき免許状の有効期間の延長を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間延長申請書 (別記様式第 3 号)
- (2) 有効期間の延長事由があることを証する書類
- (3) 免許状を所持することを証する書類
(免許状更新講習の修了確認に係る申請手続)

第12条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号。以下「改正法」という。) 附則第 2 条第 2 項の規定に基づき免許状更新講習の修了確認を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状更新講習修了確認申請書 (別記様式第 4 号)
- (2) 免許状更新講習修了証明書又は30時間以上の免許状更新講習履修証明書
- (3) 免許状を所持することを証する書類
(改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認に係る申請手続)

第13条 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書 (別記様式第 5 号)
- (2) 免許状更新講習修了証明書又は30時間以上の免許状更新講習履修証明書
- (3) 免許状を所持することを証する書類
(免許状更新講習の修了確認期限の延期に係る申請手続)

第14条 改正法附則第 2 条第 4 項の規定に基づき免許状更新講習の修了確認期限の延期を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請書 (別記様式第 6 号)
- (2) 免許状更新講習の修了確認期限の延期事由があることを証する書類
- (3) 免許状を所持することを証する書類
(免許状更新講習の免除認定に係る申請手続)

第15条 改正法附則第 2 条第 5 項括弧書の規定に基づき免許状更新講習の免除を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状更新講習免除申請書 (別記様式第 7 号)
- (2) 免許状更新講習の受講免除対象者であることを証する書類
- (3) 免許状を所持することを証する書類
(免許状の更新等に関する証明に係る申請手続)

第16条 免許状の更新等に関する証明書の交付を申請をする者は、教育職員免許状更新等証明書交付申請書 (別記様式第 8 号) を提出しなければならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

別記
様式第1号(第10条関係)

教育職員免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|--------|----------|-----|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | 職名 | |

・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書)のいずれかを添付すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

| 事 項 | 講習開設者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|---|-------|-------------------------|-------------------------|
| 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項 | | 年 月 日 | |
| 教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

・対象免許種欄は、講習対象が教諭であれば「教」、養護教諭であれば「養」、栄養教諭であれば「栄」を「○」で囲むこと。
・更新講習開設者が発行する更新講習修了証明書又は更新講習履修証明書を添付すること。

| |
|------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状有効期間更新手数料 3,300 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第2号(第10条関係)

教育職員免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習免除によるもの)

私は、下記の免除事由により、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習を免除の上、有効期間の更新を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|--------|----------|-----|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | 職名 | |
| 免除事由 | | | |

- ・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。
- ・免除事由が、表彰を受けた場合は、表彰名、表彰を行った主体、時期も記入すること。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書)のいずれかを添付すること。

(更新講習免除事由証明欄)

上記の者は、申請した免除事由のとおり、教育職員免許法施行規則第61条の4の規定する免除対象者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者) 職・氏名

印

| |
|------------------------|
| 県収入証紙貼付欄 |
| (免許状有効期間更新手数料 3,300 円) |

| |
|------|
| 受付日付 |
| 整理番号 |

様式第3号(第11条関係)

教育職員免許状有効期間延長申請書

私は、下記の延長事由により、教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づき、有効期間の延長を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|----------------|----------|-----|--------|
| 現 住 所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所 属 | 職 名 | | |
| 延 長 事 由 | | | |
| 延長申請による有効期間満了日 | 年 月 日 | | |
| 申請前の有効期間満了日 | 年 月 日 | | |

- ・延長申請による有効期間満了日は、延長事由の無くなった日から2年2ヶ月の範囲内で記入すること。
- ・延長事由及び延長事由の期間が確認できる証明書等を添付すること。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書)のいずれかを添付すること。

| |
|------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状有効期間延長手数料 1,700 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第4号(第12条関係)

教育職員免許状更新講習修了確認申請書

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項の規定に基づき、更新講習修了確認を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | | | |
|--------|----------|---|----|-----|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | | 職名 | | |

・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は、更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は、修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

| 事 項 | 講習開設者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|---|-------|-------------------------|-------------------------|
| 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項 | | 年 月 日 | |
| 教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

- ・対象免許種欄は、講習対象が教諭であれば「教」、養護教諭であれば「養」、栄養教諭であれば「栄」を「○」で囲むこと。
- ・更新講習開設者が発行する更新講習修了証明書又は更新講習履修証明書を添付すること。

| |
|---------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状更新講習の修了確認手数料 3,300 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第5号(第13条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
附則第2条第3項第3号の確認申請書

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|--------|----------|-----|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | 職名 | |
| 根拠規定 | | | |

・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は、更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は、修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

| 事 項 | 講習開設者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|---|-------|-------------------------|-------------------------|
| 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項 | | 年 月 日 | |
| 教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

・対象免許種欄は、講習対象が教諭であれば「教」、養護教諭であれば「養」、栄養教諭であれば「栄」を「○」で囲むこと。
・更新講習開設者が発行する更新講習修了証明書又は更新講習履修証明書を添付すること。

| |
|--------------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (附則第2条第3項第3号の確認に係る手数料 3,300 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第6号(第14条関係)

教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請書

私は、下記の延期事由により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、更新講習の修了確認期限の延期を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|-------------|----------|-----|--------|
| 現 住 所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所 属 | | 職 名 | |
| 延 期 事 由 | | | |
| 延期による修了確認期限 | 年 月 日 | | |
| 申請前の修了確認期限 | 年 月 日 | | |

- ・延期による修了確認期限は、延期事由の無くなった日から2年2ヶ月の範囲内とすること
- ・延期事由及び当該延期期間が確認できる証明書等を添付すること。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は、更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は、修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。

| |
|-------------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状更新講習の修了確認期限延期手数料 1,700 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第7号(第15条関係)

教育職員免許状更新講習受講免除申請書

私は、下記の免除事由により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 (印)

| | | | |
|--------|----------|-----|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | 職 名 | |
| 免除事由 | | | |

- ・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。
- ・免除事由が、表彰を受けた場合は、表彰名、表彰を行った主体、時期も記入すること。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・所有する全ての教育職員免許状を記入し、記入しきれない場合は、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・教育職員免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は、更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は、修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。

(更新講習受講免除事由証明欄)

上記の者は、申請した免除事由のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する免除対象者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者) 職・氏名

印

| |
|--------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状更新講習受講免除手数料 3,300 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

様式第8号(第16条関係)

教育職員免許状更新等証明書交付申請書

私は、下記の事由により免許状更新証明書の交付を申請します。

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(フリガナ
氏 名 (印))

| | | | |
|---------|----------------------|------------------------|--------|
| 現住所 | 〒 (電話番号) | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 本籍地 | (都道府県) |
| 所属(予定) | | 職 名 | |
| 前回更新時 | 有効期間 (修了確認 期限) | (有効期間・修了確認期限) 年 月 日 | |
| | 所 属 | (所属) (県・市・町・村・私・国)立 | |
| 前回更新年月日 | 年 月 日 | | |
| 申請事由 | | | |

- ・所属(予定)、職名欄は、勤務していない(予定されていない)場合は、記入不要。
- ・申請事由には、「就職」「修了確認期限延長」「更新講習受講」等の必要とする事由を記入すること。

【有する免許状】

| 免許状種類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状記載氏名 | 免許状本籍地 |
|-------|-------|-------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- ・同じ学校種・教科種で、複数所有している場合は、より上位の区分の免許状についてのみ記載すること
(例)小2種、小1種、小専修を所持 → 小専修のみを記載する。
- ・免許状紛失などにより、不明な箇所がある場合は空白で可。
- ・証明は、本県が免許管理者として有効期間の更新又は更新講習修了確認をした免許状についてのみ可能。
- ・郵送希望の場合、返信用封筒(切手貼付のこと)を準備すること。

| |
|------------------------|
| 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
| (免許状更新等証明書交付手数料 400 円) |

| |
|---------|
| 受 付 日 付 |
| 整 理 番 号 |

教育委員会告示

宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年 3 月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会告示第 2 号

宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示

宮崎県教科用図書採択地区（昭和39年宮崎県教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Both columns describe the amendment of the Law regarding the provision of textbooks for compulsory education schools. The 'Before' column lists 'Nanankoh District' and 'Nanankoh Prefecture' as the designated areas. The 'After' column lists 'Nanankoh District' and 'Nanankoh City' as the designated areas.

附 則

この告示は、平成21年 3 月30日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第 3 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第 4 条第 1 項の規定により、次の物件を、宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成21年 3 月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

Table with 4 columns: 種 別 (Category), 名 称 (Name), 所 在 地 (Location), 所有者 (Owner). Entry: 県指定有形文化財 (County Designated Tangible Cultural Property), 向山神社の鉄造狛犬 (一対) (Iron-made Guardian Dogs of Mukoyama Shrine (1 pair)), 西臼杵郡高千穂町大字三田井1515 (高千穂町) (Saiyuki-gun Takahikoh-cho Oodai Saitai 1515 (Takahikoh-cho)), 向山神社 (Mukoyama Shrine).

Table with 4 columns: 種 別, 名 称, 所 在 地, 所有者. Entry: 歴史民俗資料館 (History and Folklore Museum).

宮崎県教育委員会告示第 4 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第 1 項の規定により、次の物件を、宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成21年 3 月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

Table with 4 columns: 種 別, 名 称, 所 在 地, 所有者. Entry: 県指定天然記念物 (County Designated Natural Monument), 福瀬神社のハナガガン林 (Hanagagan Forest of Fukusen Shrine), 日向市東郷町山陰乙20 13番地 1 (Miyakoshi Higashikoh-cho Yamikage 20-13-1), 福瀬神社 (Fukusen Shrine).

県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年 3 月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会告示第 5 号

県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の一部を改正する告示

県立高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数（平成12年宮崎県教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Both columns describe the amendment of the Standard Number of Units for each subject in specialized education of public high schools. The 'Before' column states that the standard number of units is determined by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology's guidelines. The 'After' column states that the standard number of units is determined by the guidelines of the Miyazaki Prefecture Education Commission. Both columns include a table with 4 columns: 教 科 (Subject), 科 目 (Subject), 標準単位数 (Standard Number of Units).

| | | | | | |
|-----|--------|-----|-------------|--------|-----|
| 福祉 | [略] | | 福祉 | [略] | |
| | 福祉情報処理 | [略] | | 福祉情報処理 | [略] |
| | | | 介護福祉基礎 | 2～6 | |
| | | | コミュニケーション技術 | 2～4 | |
| | | | 生活支援技術 | 2～12 | |
| | | | 介護過程 | 2～6 | |
| | | | 介護総合演習 | 2～6 | |
| | | | 介護実習 | 2～16 | |
| | | | こころとからだの理解 | 2～12 | |
| | | | 福祉情報活用 | 2～4 | |
| [略] | | | [略] | | |

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----------|-------------|---------------|-----------|----------|---------------|
| 別表（第3条関係） | | | 別表（第3条関係） | | |
| 名 称 | 所 在 地 | 管 理 者 | 名 称 | 所 在 地 | 管 理 者 |
| [略] | | | [略] | | |
| 本郷南方教職員住宅 | [略] | 県立宮崎赤江養護学校長 | 本郷南方教職員住宅 | [略] | 県立赤江まつばら支援学校長 |
| 本庄教職員住宅 | 東諸県郡国富町大字本庄 | 県立本庄高等学校長 | | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 西弁分教職員住宅 | [略] | [略] | 西弁分教職員住宅 | [略] | [略] |
| 飫肥教職員住宅 | 日南市飫肥3丁目 | 県立日南振徳商業高等学校長 | | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 中村教職員住宅 | 南那珂郡南郷町大字中村 | [略] | 中村教職員住宅 | 日南市南郷町中村 | [略] |
| [略] | | | [略] | | |
| 有明教職員住宅 | [略] | [略] | 有明教職員住宅 | [略] | [略] |
| 都原教職員住宅 | 都城市都原町 | 県立都城西高等学校長 | | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 八幡原教職員住宅 | [略] | [略] | 八幡原教職員住宅 | [略] | [略] |
| 愛宕教職員住宅 | 小林市大字真方 | 県立小林高等学校長 | | | |
| [略] | | | [略] | | |
| 古川教職員住宅 | [略] | 県立延岡養護学校長 | 古川教職員住宅 | [略] | 県立延岡わかあゆ支援学校長 |

| | | | | | |
|--------------|----------|-----------|--------------|-------------------|--------------------|
| [略] | [略] | 県立延岡ろう学校長 | [略] | [略] | 県立延岡ととろ聴覚 支援学校長 |
| 土々呂教職員住 宅 | [略] | 県立日向高等学校長 | 土々呂教職員住 宅 | [略] | |
| 沖ノ下教職員住 宅 | 日向市大字財光寺 | 県立富島高等学校長 | [略] | [略] | |
| 川添教職員住宅 | 日向市大字富高 | [略] | 一本木教職員住 宅 | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | 田口野教職員住 宅 | 西臼杵郡高千穂町大 字三田井 | 県立高千穂高等學校 長 |
| 一本木教職員住 宅 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この訓令は、平成21年3月30日から施行する。

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年3月26日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|-----|--|------|--|---------|-------|-----|--|-------|---------------------|-----|-----|---------|--|--|--|---|-----|-----|-----|--|------|--|---------|-------|-----|--|-------|--|-----|-----|---------|--|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員</td> <td>県立学校に所属する校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出先機関等における専決)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 県立学校長は、本庁の教職員課長と協議して、第5条の規定により専決すべき事項（教頭及び事務長が専決すべき事項を含む。）又は第11条の規定により委任を受けた事務をその所属職員に専決させることができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 教育機関及び県立学校において、決裁権者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決 裁 権 者</th> <th>代 決 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立学校長</td> <td>教頭又は事務長（担当する事務に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第3条関係） 本庁共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>事 項</th> <th>専 決 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 用 語 | 意 義 | [略] | | 教育職員 | 県立学校に所属する校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 | 決 裁 権 者 | 代 決 者 | [略] | | 県立学校長 | 教頭又は事務長（担当する事務に限る。） | 事 務 | 事 項 | 専 決 区 分 | | | | <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員</td> <td>県立学校に所属する校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭</u>、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出先機関等における専決)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 県立学校長は、本庁の教職員課長と協議して、第5条の規定により専決すべき事項（<u>副校長</u>、<u>教頭</u>及び事務長が専決すべき事項を含む。）又は第11条の規定により委任を受けた事務をその所属職員に専決させることができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 教育機関及び県立学校において、決裁権者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決 裁 権 者</th> <th>代 決 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立学校長</td> <td><u>副校長</u>、<u>教頭</u>又は事務長（担当する事務に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第3条関係） 本庁共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>事 項</th> <th>専 決 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 用 語 | 意 義 | [略] | | 教育職員 | 県立学校に所属する校長、 <u>副校長</u> 、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、 <u>指導教諭</u> 、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、 <u>栄養教諭</u> 、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 | 決 裁 権 者 | 代 決 者 | [略] | | 県立学校長 | <u>副校長</u> 、 <u>教頭</u> 又は事務長（担当する事務に限る。） | 事 務 | 事 項 | 専 決 区 分 | | | |
| 用 語 | 意 義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育職員 | 県立学校に所属する校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決 裁 権 者 | 代 決 者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立学校長 | 教頭又は事務長（担当する事務に限る。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 | 事 項 | 専 決 区 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用 語 | 意 義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育職員 | 県立学校に所属する校長、 <u>副校長</u> 、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、 <u>指導教諭</u> 、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、 <u>栄養教諭</u> 、講師（非常勤講師を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決 裁 権 者 | 代 決 者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立学校長 | <u>副校長</u> 、 <u>教頭</u> 又は事務長（担当する事務に限る。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 | 事 項 | 専 決 区 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 教 育 長 | 教 育 次 長 | 課 (室) 長 | 課 (室) 長 補 佐 | 担 当 リ ー ダ ー | | | 教 育 長 | 教 育 次 長 | 課 (室) 長 | 課 (室) 長 補 佐 | 担 当 リ ー ダ ー | |
|---------------|-----------------------------------|---|------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|---|----------------------|---|------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|--|
| 1 | 教育 委員会 の付議 事項案 に関する事務 | 〔略〕 | | | | | | 1 | 教育 委員会 の付議 事項案 に関する事務 | 〔略〕 | | | | |
| | | 〔略〕 | | | | | | | | 〔略〕 | | | | |
| 4 | 職員 の服務 等に関する事務 | (1) 〔略〕 | | | | | 4 | 職員 の服務 等に関する事務 | (1) 〔略〕 | | | | | |
| | | (2) 出先機関及び教育機関の長の県外出張に関すること。 | | ○ | | | | | (2) 〔略〕 | | | | | |
| | | (3) 〔略〕 | | | | | | | (3)~(5) 〔略〕 | | | | | |
| | | (4) 課(室)の所属職員の在勤地外通勤の承認に関すること。 | | | ○ | | | | (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、本庁の職員の休暇の承認その他服務に関すること(教育委員会権限事項を除く。) | | | | | |
| | | (5)~(7) 〔略〕 | | | | | | | (7) 〔略〕 | | | | | |
| | | (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、本庁の職員の休暇の承認その他服務に関すること(教育委員会権限事項を除く。) | | | | 〔略〕 | | | | | | | | |
| | | (9) 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| | | 〔略〕 | | | | | | | | 〔略〕 | | | | |
| 別表第2(第4条関係) | | | | | | | | | | | | | | |
| 本庁各課(室)特定専決事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 課(室) | 事 項 | 専 決 区 分 | | | | | | | | | | | | |
| | | 教 育 長 | 教 育 次 長 | 課 (室) 長 | 課 (室) 長 | | | | | | | | | |
| 課(室) | 事 項 | 専 決 区 分 | | | | | | | | | | | | |
| | | 教 育 長 | 教 育 次 長 | 課 (室) 長 | 課 (室) 長 | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------|---|-----|--|--|----|
| | | | | | 補佐 |
| 1 総務課 | [略] | | | | |
| | (10) [略] | | | | |
| | (11) 教育長、次長等、課(室)長、出先機関の長及び教育機関の長の在勤地外通勤の承認に関する <u>こと。</u> | | | | ○ |
| | (12)~(15) [略] | | | | |
| [略] | | | | | |
| 4 教職員課 | [略] | | | | |
| | (4) 県立学校の職員の出張の承認に関する <u>こと。</u> ア 校長、教頭及び事務長の海外出張に係るもの イ [略] | [略] | | | |
| | (5) 県立学校長の在勤地外通勤の承認に関する <u>こと。</u> | | | | ○ |
| | (6)~(18) [略] | | | | |
| [略] | | | | | |

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

| 区 分 | 事 務 | 事 項 |
|----------------------|-----|---|
| 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項 | [略] | (1) [略] (2) 出先機関又は教育機関の長の県内出張に関する <u>こと。</u> (3) 所属職員の出張に関する <u>こと。</u> (4) [略] (5) 所属職員の在勤地外通勤の承認に関する <u>こと。</u> (6) [略] (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、職員の休暇の承認その他服務に関する <u>こと。</u> (8)・(9) [略] |
| | [略] | |
| [略] | | |
| 県立学校長共通専決事項 | [略] | (1)~(3) [略] (4) 職員の宿日直勤務命令に関する <u>こと。</u> (5) 所属職員の 7 日以上 <u>の</u> 休暇の承認に関する <u>こと。</u> (6) 所属職員の在勤地外通勤の承認に関する <u>こと。</u> (7)~(10) [略] (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、職員の休暇の承認その他服務に関する <u>こと。</u> ただし、県立学校教頭専決事項及び県立学校事務長専決事項に係るものを除く。 |

| | | | | | |
|--------|---|-----|--|--|----|
| | | | | | 補佐 |
| 1 総務課 | [略] | | | | |
| | (10) [略] | | | | |
| | (11)~(14) [略] | | | | |
| [略] | | | | | |
| 4 教職員課 | [略] | | | | |
| | (4) 県立学校の職員の出張の承認に関する <u>こと。</u> ア 校長、副校長、教頭及び事務長の海外出張に係るもの イ [略] | [略] | | | |
| | (5)~(17) [略] | | | | |
| | [略] | | | | |

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

| 区 分 | 事 務 | 事 項 |
|----------------------|-----|---|
| 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項 | [略] | (1) [略] (2) 職員の出張に関する <u>こと。</u> (3) [略] (4) [略] (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、職員の休暇の承認その他服務に関する <u>こと。</u> (6)・(7) [略] |
| | [略] | |
| [略] | | |
| 県立学校長共通専決事項 | [略] | (1)~(3) [略] (4) 職員の宿日直勤務命令に関する <u>こと。</u> (5)~(8) [略] (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、職員の休暇の承認その他服務に関する <u>こと。</u> ただし、 <u>県立学校副校長専決事項、県立学校教頭専決事項及び県立学校事務長専決事項</u> に係るものを除く。 |

| | | | | | |
|--|---|---------------|--------------------------------|-----|---|
| | | (12)~(16) [略] | | | (10)~(14) [略] |
| | | [略] | | | [略] |
| | | 3 [略] | | | 3 [略] |
| | 県立学校 副校長共 通専決事 項(副校 長を置く 県立学校 に限る。) | | 1 職員 の服務 等に関 する事 務 | | (1) 職員(校長、副校長、教頭及び 事務長を除く。以下この項において 同じ。)の出張に関する事。た だし、職員の海外出張を除く。 (2) 職員の7日以上 ^の 休暇の承認に 関すること。 |
| | 県立学校 教頭共通 専決事項 | [略] | | [略] | (1) 教育職員(校長、副校長及び教 頭を除く。以下同じ。)の6日以内 の県内出張に関する事。 (2)・(3) [略] |
| | | [略] | | | [略] |

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。